

令和2年度行政組織機構の見直しについて

1 実施時期

令和2年4月1日

2 見直しの基本方針

重点施策や将来を見据えた施策に迅速かつ的確に対応する執行体制の強化とより効率的な行政運営を図る。

3 見直し（案）の内容

(1) 所掌事務の変更

- ・ 地域未来投資促進法[※]（平成19年法律第40号）に基づく基本計画の推進をより一層強化するため、商業、工業及び労政に関する事務を「都市産業部」から「市長公室」に移管する。

※ 正式名称：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

(2) 課・担当の見直し

ア 都市産業部都市整備課公園街路担当を「市街地整備担当」に名称変更する。

イ 商業、工業及び労政に関する事務を市長公室地域未来投資推進課に移管することに伴い、都市産業部観光商工課を「観光課」とし、観光商工担当を「観光担当」に名称変更する。また、観光地域づくりを持続的・戦略的に推進するため、同課に「観光DMO推進担当」を新たに配置する。

ウ 下水道事業と水道事業双方の効率的な経営と市民サービスの向上を図るため、建設部下水道課と水道課を統合して、同部内に「上下

水道課」を新設し、「下水道業務担当」「水道業務担当」「下水道工務担当」「水道工務担当」を配置する。

4 今後の予定

令和2年4月 行政組織機構の一部見直しをホームページ及び市広報誌
に掲載